開催日が月曜日、火曜日又は金曜日である場合（同号の日取りによつて定めた開催日が十二月二十八日である場合にあつては、変更後の開催日がその翌日又は翌々日である場合）に限り変更後の日取り

（中央競馬の開催の特例）

第二条の二　競馬会は、農林水産大臣の承認を受けて、著しく激甚である災害に係る被害地域に存する競馬の実施のために必要な施設の周辺地域の住民に対する支援に関する事業その他の競馬の健全な発展を図るための事業であつて高度の公益性を有するものが円滑に実施されるために必要な資金を確保するための中央競馬（以下この条において「中央特別競馬」という。）として、前条第一項から第三項までの規定にかかわらず、これらの項（同条第一項第四号を除く。）に規定する開催回数の中央競馬のほか、一回の開催日数が一日の中央競馬を開催することができる。ただし、中央特別競馬の年間開催回数は二回以内とする。

2　前項の規定により開催することができる中央特別競馬については、前条第四項の規定にかかわらず、当該中央特別競馬を開催する日を法第三条の農林水産省令で定める日取りとする。

3　競馬会は、第一項の規定による承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一　中央特別競馬の対象となる事業

二　中央特別競馬の開催競馬場

三　中央特別競馬の年間開催回数、開催年月日及び一日の競走回数

四　中央特別競馬開催に関する収支の見込み

（開催の範囲及び日取り）

第二十九条　法第二十条第一項の農林水産省令で定める範囲は、次のとおりとする。

一　（略）

二　一回の開催日数については、六日（天災地変その他都道府県又は指定市町村の責めに帰すことのできない理由により競走を実施することができなくなつた場合においては、六日に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日数を加えた日数）

イ　実施することができなかつた競走の回数が、開催日において予定された一日の競走回数の二分の一以上である場合　当該開催日の日数を合計した日数

ロ　実施することができなかつた競走の回数が、開催日において予定された一日の競走回数の二分の一未満である場合　一日に、当該開催日において実施することができなかつた競走の回数の一年間における合計が十二の倍数を超えるごとに一日を加えた日数

三　（略）

2　法第二十条第一項の農林水産省令で定める日取りは、次の各号のいずれかに該当する日取りとする。

一　（略）

二　前号の日取りによつて定めた開催日を天災地変その他都道府県又は指定市町村の責めに帰すことのできない理由により前号以外の日取りに変更するときは、変更後の日取り

3　都道府県又は指定市町村が、令第十四条第二項の規定による農林水産大臣の承認を受けて、法第二十三条の八第二項の認定競馬活性化計画に従つて競馬の事業を実施するために必要があるものとして当該都道府県の区域外又は当該指定市町村を包括する都道府県の区域外において競走を実施する場合においては、当該競走は、第一項第一

催日が月曜日、火曜日又は金曜日（当該開催日の属する回の次の回の競馬の開催の前日までの間に限る。）である場合（同号の日取りによつて定めた開催日が十二月二十八日である場合にあつては、変更後の開催日がその翌日又は翌々日である場合）に限り変更後の日取り

（新設）

（開催の範囲及び日取り）

第二十九条　法第二十条第一項の農林水産省令で定める範囲は、次のとおりとする。

一　（略）

二　一回の開催日数については、六日（天災地変その他都道府県又は指定市町村の責めに帰すことのできない理由により開催日において予定された一日の競走回数の二分の一以上の競走を実施することができないときは、六日に当該開催日の日数を加えた日数）

三　（略）

2　法第二十条第一項の農林水産省令で定める日取りは、次の各号のいずれかに該当する日取りとする。

一　（略）

二　前号の日取りによつて定めた開催日を天災地変その他都道府県又は指定市町村の責めに帰すことのできない理由により前号以外の日取りに変更するときは、変更後の開催日が変更に係る開催日後七日以内（当該開催日の属する回の次の回の競馬の開催の前日までの間に限る。）である場合に限り変更後の日取り

3　都道府県又は指定市町村が、令第十四条第二項の規定による農林水産大臣の承認を受けて、法第二十三条の八第二項の認定競馬活性化計画に従つて競馬の事業を実施するために必要があるものとして当該都道府県の区域外又は当該指定市町村を包括する都道府県の区域外において競走を実施する場合においては、当該競走は、第一項第一